

Weekly Report



ロータリーは機会の扉を開く

2020-21年度
国際ロータリーのテーマ
ロータリーは機会の扉を開く
(ROTARY OPENS
OPPORTUNITIES)

2020-21年度
名古屋瑞穂ロータリークラブ
会長のテーマ
「原点に戻ってロータリーを楽しみ、
力を発揮しよう」

創立：1980年(昭和55年)1月10日
事務局：460-0003
名古屋市中区錦1-13-19
名錦ビル7F
TEL：052-211-3803
FAX：052-211-2623
MAIL：2760_nagoya@mizuho-rc.jp
URL：http://www.mizuho-rc.jp/

第1959回例会

クラブテーマ：「熱田の杜・友愛・気品」

2021年4月15日(木) 晴 第33回

司会：北岡寿人会場副委員長
歌唱：「それでこそロータリー」
ゲスト：情報バンク(株) 川崎哲弥さん

会長挨拶

梅村昌孝副会長

みなさん、こんにちは。先週の例会で妙香園の田中社長のお話でお茶の効能についてお話がありました。お茶に含まれるカテキンのむし歯の予防効果についてのお話がありました。



カテキンのむし歯の予防効果として一つ目は、カテキンにはもともとたんぱく質に吸着する性質があります。我々がお茶を飲むと、カテキンがミュータンス菌のたんぱく質に付着し、むし歯菌の増殖を防ぐと考えられています。

二つ目は、カテキンには歯の表面にミュータンス菌が付着するのを抑制する効果があるようです。歯垢が歯に付着するのが抑制されれば、当然むし歯にはなり難くなります。

むし歯はミュータンス菌が作る酸によって歯の表面のエナメル質を溶かされてしまうものです。カテキンはミュータンス菌の酸の産生を抑制するのを抑えると考えられています。これが三つ目の予防効果です。

このようにカテキンはミュータンス菌の増殖を抑え、ミュータンス菌の歯の表面に付着するのを抑えて、歯を溶かしてしまうミュータンス菌の酸の産生を抑えることでむし歯に対する抵抗性を発揮しています。

また、お茶には豊富なフッ素が含まれていることが特徴です。歯の表面のエナメル質はハイドロキシアパタイトと呼ばれる結晶です。お茶を飲むことでエナメル質内にお茶のフッ素を取り込むことで、より歯を溶けにくくする強い結晶構造になることでむし歯に対する抵抗性を示すこととなります。

このように、お茶にはお日の健康増進に欠かせない効果がいっぱいあります。しかしながら、むし歯の原因菌は歯垢(プラーク、バイオフィルム)としてグルカンと呼ばれる粘着物質のバリアに守られていてなかなか抗菌物質が細菌まで届きません。むし歯予防には歯みがきをしっかりとすることが不可欠です。ぜひ、そのサポートとして毎日のお茶を楽しんでください。よろしくお祈りします。

出席報告

渡邊将之出席委員

会員71名 出席48名(出席計算人数54名) 出席率 81.4%

ニコボックス

渡邊将之ニコボックス委員

・オーガスマスターズのお帽子を持っています。それも松山英樹選手のサイン入りです。内田さんが50万円で購入してくれるそうです。
松波 恒彦さん

- ・松山選手、マスターズ優勝おめでとう。 堀 慎治さん
- ・先日のゴルフ例会お疲れ様でした。松山選手マスターズ優勝おめでとうございます。泣きました!! 鈴木 淑久さん
- ・今週の土曜日にまぐるやで会をやる旭堂鱗林さんが、来週の卓話です。両方楽しみにしています。 萩原 孝則さん
- ・午前中妻とデートしてきました。マックスバリューにて。楽しいひとときでした。 内藤 晶文さん
- ・長瀬さん、内田さん、鈴木健司さん、先日のゴルフ会ではお世話になりました。ありがとうございました。 杉江 建亮さん
- ・川崎さん、本日の卓話楽しみにしています。 原田 敬生さん 渡邊 将之さん

委員会・同好会報告

ゴルフ部会4月度(第413回)

開催日：4月9日(金)

愛知カントリークラブにて、第413回ゴルフ例会が開催されました。

氏名	グロス	HDCP	ネット
優勝 杉江 建亮さん	86	12.3	73.7
2位 堀 慎治さん	79	7.4	71.6
3位 田中 宏さん	89	16.0	73.0

次回第414回ゴルフ例会は5月7日(金)名古屋GC和合コースにて開催されます。

野球部：鈴木淑久さん

来月5月25日(火)に地区の試合が決まりました。詳細は後日FAX等でお知らせいたしますので、皆様出席のご予定を入れておいて下さい。

それに伴いまして、明日から朝練習を入れております。練習日は、4月16日(金)・4月23日(金)・4月30日(金)・5月13日(木)・5月21日(金)です。4月・5月の予定はこの通りになっております。全て熱田神宮公園のグラウンドにて6時45分からは行きます。徐々に体を動かそうに行きたいと思っておりますので、ご参加よろしくお祈りいたします。

幹事報告

山口哲司幹事

- ・次週4月22日(木)13:40より、新旧理事会・クラブアッセンブリーが行われます。ご案内には4階「杉の間」となっておりますが、広さの関係で5階「銀扇の間」へ変更です。
- ・4月25日(日)10:00から12:00オンラインにて、2021-22年度地区・研修協議会が行われます。ご参加義務者につきましては視聴をお願いいたします。※5月31日まで視聴は可能となっております。
- ・次々週、4月29日(木)は、定款により休会となります。

テーマ：「助成金について」

新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々やご家族には心よりお見舞い申し上げます。



■雇用調整助成金とは

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

1. 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置の対象事業主

(1) 雇用調整の実施

雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

具体的には、次のア～ウを満たしていることが必要です。

ア 「新型コロナウイルス感染症の影響」とは

「新型コロナウイルス感染症の影響」とは次のような理由で経営環境が悪化していることをいいます。

【理由の一例】

①観光客のキャンセルが相次いだことにより、客数が減り売り上げが減少した。

②市民活動が自粛されたことにより、客数が減り売り上げが減少した。

③行政からの営業自粛要請を受け休業したことにより、客数が減り売り上げが減少した。など

イ 「事業活動の縮小」とは

売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1ヶ月間(休業を開始した月(その前月または前々月でも可))の値が1年前の同じ月に比べ(※1)(※2)5%以上減少していることです。

※1 1年前の同じ月を比較対象とすることが適当でない場合は、2年前の同じ月との比較が可能です。

※2 1年前や2年前の同じ月と比較しても要件を満たさない場合、休業した月の1年前の同じ月から休業した月の前月までの間の適当な1ヶ月との比較が可能です。

●いずれの場合も、比較する月は1ヶ月をとおして雇用保険適用事業所であり、かつ1ヶ月をとおして雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。

ウ 「労使間の協定」とは

雇用調整助成金は、休業の実施時期や日数、対象者、休業手当の支払い率などについて、事前に労使との間で書面による協定がなされ、その決定に沿って実施することを支給要件としています。

労使とは、事業主と労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者のことです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事前に書面による協定を結ぶことが難しい場合は、労働組合等との確約書等による代替が可能です。

(2) その他の要件

雇用調整助成金を受給する事業主は、前記のほかにも要件を満たす必要があります。

①支給申請時、支給決定時に雇用保険適用事業主であること(雇用保険被保険者を1人以上雇用する事業所の事業主であること)

②「受給に必要な書類」について整備し、受給のための手続きにあたって労働局等に提出するとともに、保管して労働局等から提出を求められた場合にそれに応じて速やかに提出すること

③労働局等の実地調査を受け入れること

(3) 不支給要件

雇用調整助成金を受給する事業主は、次のいずれの場合にも該当していないことが必要です。

①暴力団または暴力団員またはその関係者である。

②事業主等または事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った、または行う恐れがある団体等に属している。

③倒産している。

④雇用関係助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾していない。

2. 支給の対象となる期間と日数

(1) 対象期間

雇用調整助成金は、1年間の期間内に実施した休業について支給対象となりますが、この1年の期間を「対象期間」といいます。

休業を行う場合は、雇用調整助成金を受給しようとする事業主が指定することができます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(以下、特例事業主といいます。)で、休業した対象期間の初日が令和2年1月24日から令和2年6月30日までの間にある場合、対象期間は令和3年6月30日までとなります。

(2) 判定基礎期間

休業を行う場合、原則として対象期間内の実績を1ヶ月単位で判定し、それに基づいて支給がなされます。この休業の実

績を判定する1ヶ月単位の期間を、「判定基礎期間」といいます。

「判定基礎期間」は原則として、毎月の賃金の締め切り日の翌月から、その次の締切日までの期間です。

(3) 支給対象期間

雇用調整助成金は、通常は毎月の「判定基礎期間」ごとに支給申請をします。このとき支給申請する判定基礎期間を「支給対象期間」といいます。複数の判定基礎期間(連続する2つないし3つの「判定基礎期間」)を同時に申請することもできますが、その場合でも、支給の申請書等各種様式については、毎月の判定基礎期間ごとに作成・提出する必要があります。

(4) 支給限度日数

雇用調整助成金を受けることができる支給限度日数は、1年間で100日分、3年で150日分が上限です。ただし、緊急対応期間中に実施した休業は、この支給限度日数には含めません。

3. 支給対象となる休業

支給対象となる休業は、(1)の「対象労働者」に対して実施した(2)に該当する休業です。

(1) 対象労働者

雇用調整助成金の「対象労働者」は、支給の対象となる事業主に雇用されている雇用保険被保険者(次の①②を除く)です。ただし、雇用保険被保険者以外の方は、要件を満たした場合「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。

①解雇を予告されている方、退職願を提出した方、事業主による退職勧奨に応じた方
(ただし、解雇予告された日や退職願を提出した日までは対象労働者となります。)

(解雇や退職の翌日から安定した職業に就職することが決定している方は対象になります。)

②日雇労働被保険者

(2) 休業

雇用調整助成金の対象となる「休業」は次の①～⑥のすべてを満たす必要があります。

①労使間の協定により実施されるものであること。

②事業主が自ら指定した対象期間内(1年間、特例事業主の場合は、別途定められて期間内)に行われるものであること。

③判定基礎期間における対象労働者にかかる休業の実施日の延日数が、対象労働者にかかる所定労働延日数の40分の1(大企業の場合は30分の1)以上となるものであること(休業等規模要件)。

④休業期間中の休業手当の額が、労働基準法第26条の規定(平均6割以上)に違反していないものであること。(注:休業手当の額は平均賃金の6割以上とする必要があります。)

⑤所定労働日の所定労働時間内において実施されるものであること。

⑥所定労働日の全日(丸1日)にわたる休業、または所定労働時間内に部署・部門や職種、役職、担当、勤務体制、シフトなどにより行われる1時間以上の短時間休業、または事業所一斉に行われる1時間以上の短時間休業であること。

●時短休業について

緊急対応期間中は、次のような短時間休業も支給対象となります。

①立地が独立した部門ごとの短時間休業(部署・部門ごとの休業)

例)客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業

②常時配置が必要なものを除いた短時間休業(職種・仕事の種類ごとの休業)

例)ホテルの施設管理者等を除いた従業員の短時間休業

③同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業(勤務体制ごとの短時間休業)

例)8時間3交替制を6時間4交替制にして2時間分を短時間休業

4. 助成額

雇用調整助成金の助成額は、①×②に休業した延べ日数を乗じて算出します。1人1日あたりの上限額は15,000円です。

①休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額(※1)

②助成率(中小企業:5分の4、大企業:3分の2)(※2)

ただし、解雇等を行わず雇用維持を行う場合(中小企業:10分の10、大企業:4分の3)(※2)

※1 次の①から③までのいずれかの方法で計算します。

①前年度1年間における雇用保険料の算定基礎となる賃金総額を、前年度1年間における1ヶ月平均の雇用保険被保険者数及び年間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけた額

②判定基礎期間の初日が属する年度または前年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の支給額を人員及び月間所定労働日数で割った額に、休業手当の支払い率をかけた額

③小規模事業主(従業員がおおむね20人以下)の場合は、実際に支払う休業手当の総額

※2 緊急対応期間を1日でも含む判定基礎期間の場合の助成率です。

●特例措置の拡大について

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日までを緊急対応期間と位置づけ、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。

特例以外の場合の雇用調整助成金	緊急対応期間(4月末まで) 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施	緊急対応期間後(5月・6月)予定
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	
生産指標要件(3ヶ月10%以上減少)	生産指標要件を緩和(1ヶ月5%以上減少)	
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 (緊急雇用安定助成金(令和2年4月1日創設))	
助成率		
中小2/3	大企業1/2	
日額上限額 8,370円	中小4/5 ※解雇等なし 10/10 日額上限額 15,000円	大企業2/3 3/4 10/10 日額上限額 13,500円
地域特例(※1)業況特例(※2)		
	-	4/5
※解雇等なし	-	10/10
日額上限額 15,000円	10/10 日額上限額 15,000円	10/10 日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届は提出不要	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃	
6ヶ月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃	
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間中に受給した日数	
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和	
休業規模要件	休業規模要件を緩和	
中小2/3	大企業1/2	
中小1/40	大企業1/30	
残業相殺	残業相殺を停止	
教育訓練が必要な被保険者に対する教		
助成率		
中小2/3	大企業2/3	
加算額 1,200円	中小4/5 ※解雇等なし 10/10 2,400円	大企業2/3 3/4 1,800円
出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	緊急対応期間に開始した出向については、 出向期間要件 1ヶ月以上1年以内	

・特例措置による上限額の引き上げ及び中小企業・大企業の助成率の拡充は、令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。

※1 ~4月末:緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)

5月・6月:まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

※2 生産指標が最近3ヶ月の月平均で前(々)年同期比

30%以上減少の全国の事業主

中小企業とは、以下の要件に該当する企業をいいます。

- ・小売業(飲食店を含む):資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- ・サービス業:資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ・卸売業:資本金1億円以下または従業員100人以下
- ・その他の業種:資本金3億円以下または従業員300人以下

例会のご案内

- 今週 4月22日(木) 定款により休会
- 次週 4月29日(木) 定款により休会
- 次々週 5月6日(木) 定款により休会